

## 6 地域で暮らし続けるために

### (1) 介護保険制度

利用するには、市役所や各支所窓口で要介護認定の申請が必要です。

申請は本人や家族のほか、函館市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などでも代行可能です。

ホームヘルパーの訪問やデイサービス、また福祉用具のレンタルやショートステイなどの日常生活上の支援を利用できます。本人に必要な介護の程度（要介護度）に応じて、ケアマネジャーによるケアプランに基づきサービスを利用できます。



介護保険制度（保険料、サービス費用、サービス利用の手続き）については、「介護保険と高齢者福祉の手引き」をご覧ください。

「介護保険と高齢者福祉の手引き」は、市役所・各支所・函館市地域包括支援センターで配布しているほか、市のホームページにも掲載しております。



**問合せ先 高齢者・介護総合相談窓口**

**TEL 21-3025**

### 介護の税金控除（医療費控除・障害者控除）



所得税および住民税を計算する際に控除される場合があります。

介護保険が適用される介護サービス費用の中で、医療と関連性のあるサービスは医療費控除の対象となります。

「在宅サービスの医療費控除」「施設サービスの医療費控除」は、領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されています。

- 寝たきりの高齢者などが使用のおむつ代の医療費控除については、

**介護保険課 介護認定担当**

**TEL 21-3028** へお問い合わせください。

- 障害者手帳を持たない65歳以上の方で、認知症または常に寝たきりの場合、障害者控除の認定書を交付しますので、

**高齢福祉課 相談支援担当**

**TEL 21-3025** へお問い合わせください。

## 介護が必要になった時に利用できる主なサービス

### 訪問による介護サービス

- 訪問介護：ホームヘルパーの訪問による身体介護や生活支援
- 夜間対応型訪問介護：夜間の定期巡回や随時訪問など必要に応じたサービス
- 訪問入浴介護：移動入浴車などでの訪問による入浴の介助
- 訪問リハビリテーション：理学療法士などの訪問によるリハビリテーション
- 訪問看護：看護師などの訪問による病状の観察、床ずれの手当て
- 居宅療養管理指導：医師、薬剤師などの訪問による医学的な管理や指導
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：ホームヘルパーと看護師の訪問サービス



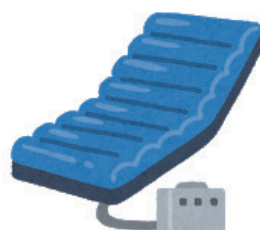
### 通所・短期入所

- 通所介護（デイサービス）：通いによる入浴や日常動作訓練など
- 通所リハビリテーション：通いによるリハビリテーションなど
- 認知症対応型通所介護：認知症の方の通いによる入浴や日常動作の訓練
- ショートステイ：短期入所しながらの介護や機能訓練など



### その他の在宅サービス

- 小規模多機能型居宅介護：通いを中心に訪問や泊りのサービスを組み合わせるサービス
- 看護小規模多機能型居宅介護：小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービス
- 福祉用具貸与：歩行器、住宅改修をとみなわない手すりなど福祉用具の貸与
- 福祉用具購入：ポータブルトイレなど福祉用具を購入した費用の一部を給付



---

### 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス

総合事業の対象者は、65歳以上の方で、厚生労働省の定めた25の質問項目により生活機能の低下を判定する基本チェックリストを実施し、基準に該当した方です。ホームヘルパーの訪問やデイサービスを利用することができます。

総合事業の対象者は、要支援1または要支援2に相当する状態です。

基本チェックリストは、市役所や各支所の窓口で実施するほか、函館市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などの職員が自宅に訪問し実施します。

---